

4 認定に伴う支援措置

(1) 固定資産税（償却資産）の特例措置

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者のうち、一定の要件を満たした場合、該当する償却資産にかかる固定資産税の課税標準額を3年間ゼロとします。

対象者	<ul style="list-style-type: none">・資本金もしくは資本金の額が1億円以下の法人・資本金もしくは資本金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人 ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません。 ①同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人）から2分の1以上の出資を受ける法人 ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
対象設備	対象設備（最低取得価額 / 販売開始時期） <ul style="list-style-type: none">・機械装置（160万円以上 / 10年以内）・測定工具及び検査工具（30万円以上 / 5年以内）・器具備品（30万円以上 / 6年以内）・建物附属設備（※）（60万円以上 / 14年以内） ※ 償却資産として課税されるものに限る 上記のうち、以下の2つの要件を満たすもの <ul style="list-style-type: none">・要件①：一定期間内に販売されたモデル（最新モデルである必要はありません。中古資産は対象外です。）・要件②：生産性の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備
取得時期	計画認定後から平成33年3月31日まで

(2) 国の補助金における優先採択

① ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業（ものづくり・サービス補助金）

(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2018/180228mono.htm>)

② 小規模事業者持続化補助金（持続化補助金）

(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/2018/180309jizoku.htm>)

③ 戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン補助金）

(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2017/170414mono.htm>)

④ サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT補助金）

(<https://www.it-hojo.jp/>)

(3) 金融支援

先端設備等導入計画が認定された事業者は、当該計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

※詳しくは、以下をご確認ください。

3. 金融支援

「先端設備等導入計画」が認定された事業者は、資金調達に際し債務保証に関する支援を受けることができます。

(1) 金融支援の概要

○ 中小企業信用保険法の特例

中小企業者は、「先端設備等導入計画」の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

保証限度額

	通常枠	別枠
普通保険	2億円（組合4億円）	2億円（組合4億円）
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	1,250万円	1,250万円

(2) 適用手続き

金融支援のご活用を検討している場合は、「先端設備等導入計画」を提出する前に、関係機関にご相談ください。関係機関は以下の通りです。

機関の名称／問い合わせ窓口	電話番号
各都道府県の信用保証協会 または（一社）全国信用保証協会連合会	各都道府県の信用保証協会 または、03-6823-1200

注意事項

金融機関及び信用保証協会の融資・保証の審査は、担当省庁による経営力向上計画の認定審査とは別に行います。認定を取得しても融資・保証を受けられない場合があります。